平成 30 年（2018 年）12 月 17 日
平成 30 年度第３回介護保険運営協議会
【 資 料４－２】

地域密着型サービス事業者指定のための同意について

１．概　要

横浜市の被保険者（１名）及び南相馬市の被保険者（１名）が本市に所在する下記事業所から地域密着型サービスを受けるため、横浜市長、南相馬市長が当該事業所を市外指定することについて、介護保険法第 78 条の２第４項第４号に基づき同意を行いました。

２．同意の対象となる事業所

指定権者：横浜市長

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	横須賀市佐原５－22－５ 株式会社マエカワケアサービス 代表取締役　前川　有一朗
事業所の名称	リハビリデイセンター悠　第２
事業所の所在地	横須賀市根岸町４－20－１
介護保険事業所番号	１４７１９０３２７６
サービスの種類	地域密着型通所介護

指定権者：南相馬市長

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	横須賀市小川町 14－１ 株式会社スマイル 代表取締役　久保田　康雄
事業所の名称	スマイル鷹取
事業所の所在地	横須賀市鷹取２－19－６
介護保険事業所番号	１４９１９００１２０
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

３．同意に際する条件について

同意にあたって下記の条件を付しました。

① この同意は依頼のあった被保険者のサービス利用に対してのみ効力を有すること。

② 同意に係る被保険者のサービスの利用が終了した場合は、遅滞なくその旨を連絡すること。

４．同意にあたっての基準

本件の同意は、下記の同意基準に適合しています。

「横須賀市地域密着型サービス事業等の適正な設置運営に関する指導要領」別表第１（第４条第１項関係）【抜粋】

サービス種類	同　　意　　基　　準
共　　通	①　本市の被保険者のサービス利用に支障がないこと。 ②　事業者が原則として他の市町村長から依頼があった被保険者に同意の効力が限定されることをあらかじめ了承していること。 ③　利用者の市町村長が、本市に同意依頼を行うことについて、了承していること。 ④　事業所が所在する日常生活圏域に隣接する他の市町の日常生活圏域内において、同様のサービスを提供する事業所がないとき、あるいは受入れが困難なとき。 ⑤　サービス提供実施地域に居住する他の市町村の利用者で、本市の住民登録基本台帳に登録を行うことが困難な場合でやむを得ないとき。
地域密着型通所介護	共通項目の同意基準を全て満たしており、以下の基準を満たしていること。 ①　サービス提供実施地域に従前より居住する他の市町村の利用者で、本市の住民登録基本台帳に登録を行うことが困難な場合でやむを得ないとき。 ②　指定居宅サービス事業等から地域密着型サービス事業にサービスを変更する場合で、従前からの利用者の継続的なサービス利用に必要なとき。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	共通項目の同意基準を全て満たしており、以下の基準を全て満たしていること。 ①　利用者が居住する市町村に認知症等に特化したプログラムを提供している事業所がないとき、あるいは受入れが困難なとき。 ②　指定居宅サービス事業等から地域密着型サービス事業にサービスを変更する場合で、従前からの利用者の継続的なサービス利用に必要なとき。